

第5次堺市障害者（長期）計画・ 第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画の策定に向けて

計画策定にあたって

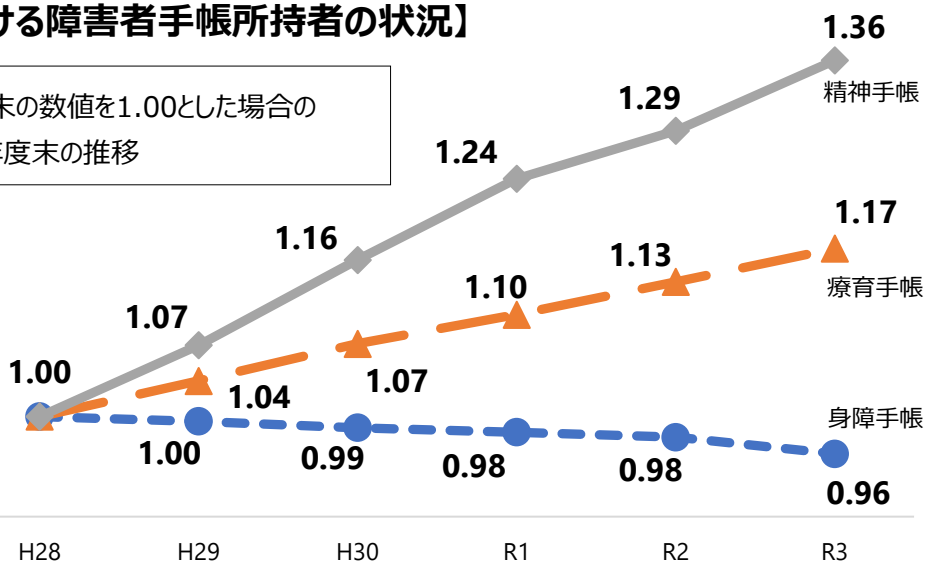
計画の名称	計画の期間	計画の位置付け・根拠法令	H27～H29	H30～R2	R3～R5	R6～R8	R9～R11
堺市障害者（長期）計画	H27～R5 (9年間)	障害者基本法第11条に基づき、「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を基本とし、本市の障害者の状況等をふまえ、障害施策推進に関する基本的な理念や目標を示す「市町村障害者計画」	第4次【現】 (9年間)			第5次【新】 (6年間)	
堺市障害福祉計画	R3～R5 (3年間)	障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の「基本指針」に即し、障害福祉サービス等の提供体制等の確保に係る目標等を設定する「市町村障害福祉計画」	第4期	第5期	第6期【現】	第7期【新】	第8期
堺市障害児福祉計画	R3～R5 (3年間)	児童福祉法第33条の20第1項に基づき、国の「基本指針」に即し、障害児通所支援等の確保に係る目標等を設定する「市町村障害児福祉計画」		第1期	第2期【現】	第3期【新】	第4期

注：第5次【新】(6年間)は、第7期【新】と第8期【新】を指し、第6期【現】と第7期【現】の計画期間の変更を伴う。また、第7期【新】と第8期【新】の間には「中間見直し」が行われる。

現状

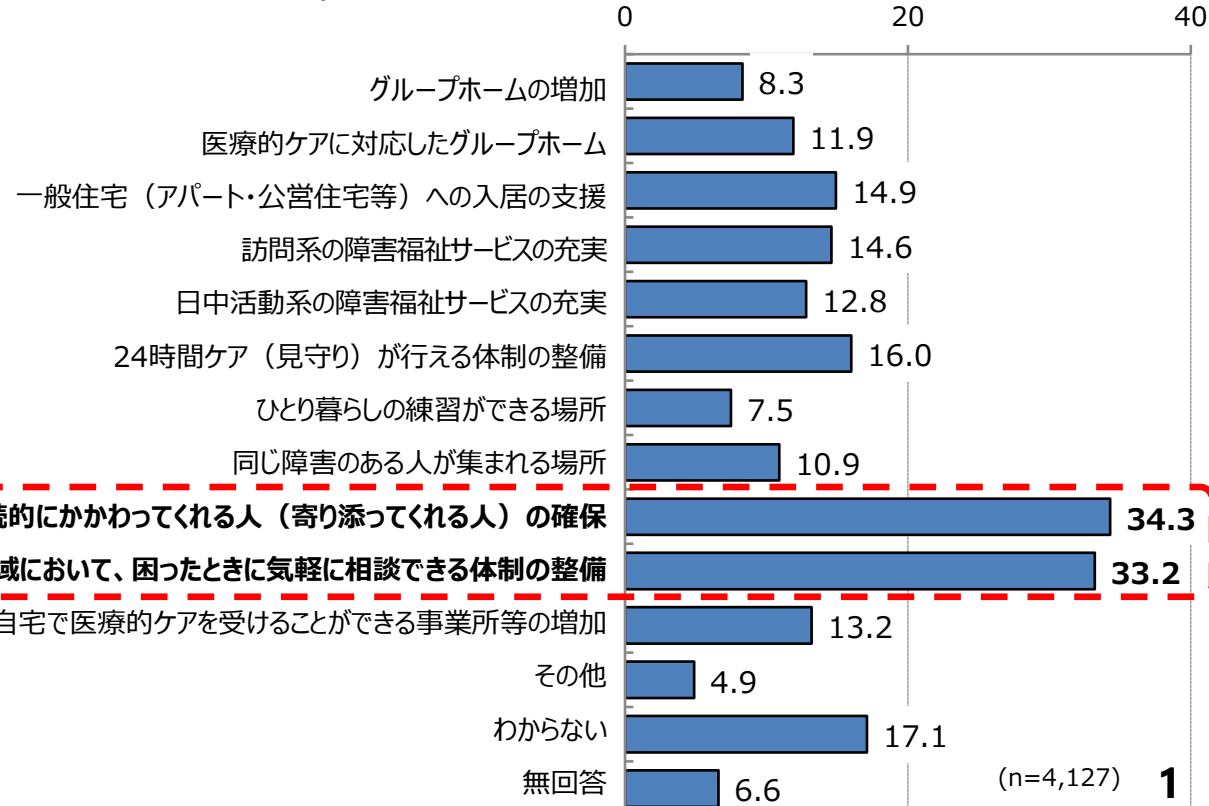
【本市における障害者手帳所持者の状況】

平成28年度末の数値を1.00とした場合の手帳別の各年度末の推移



【必要な支援・サービス（障害者等実態調査の結果から）】

- 自宅や地域で生活する（したいと思う）ためには、どのようなサービスや支援が充実すればよいか。



年度（各年度末）	H28	H29	H30	R1	R2	R3
合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483
身体障害者手帳	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760
療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833
精神保健福祉障害者手帳	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890
参考						
自立支援医療（精神通院）	15,867	16,640	17,404	18,052	20,319	19,362
特定医療費（指定難病）	7,588	7,881	6,648	6,800	7,276	7,183

基本理念

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、心豊かに輝いて暮らせる共生社会の実現

3つの基本的な方針

- ① 権利擁護の推進・差別の解消・虐待の防止・自己決定権の尊重
- ② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開
- ③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会の実現

体系

3つの施策の展開

I 地域生活継続への支援及び地域生活への移行に向けた支援、それらを支える相談支援体制の充実・強化と人材の確保・育成	II 就労支援・雇用の充実、社会参加の促進、防災及び防犯対策の推進	III 発達支援の充実、教育・保健・医療・労働分野との連携、ライフステージを通じたとぎれのない支援と障害理解の促進
--	--------------------------------------	--

各施策の方向性・成果目標と活動指標

基本理念

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、心豊かに輝いて暮らせる共生社会の実現

- 障害者がその生活・人生を尊重され、その人にとって、必要なサービスや支援を活用しながら、住み慣れた地域の中で自らの意思で自立した生活を送ることができる社会
- 障害に対する正しい理解と認識、障害者の個性と人格を尊重する人権意識が社会全体にいきわたり、障害の有無に関わらず、すべての人が地域の中で主体性をもってあたり前に生活できる社会
- 障害の有無に関わらず、すべての人が一緒に地域をつくり、障害者が地域の中で安心して、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって心豊かに暮らすことができる社会

3つの基本的な方針

① 権利擁護の推進・差別の解消・虐待の防止・自己決定権の尊重

- 障害者に対する差別・虐待は、重大な人権侵害であり、その解消・防止に向けた横断的な支援や取組が重要です。また、障害者に対する意思の形成段階を含めた意思決定支援をふまえた自己決定権の尊重も重要です。

② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開

- 障害者がそれぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されることが必要です。また、発達障害、難病等も含め、障害者手帳の所持の有無に関わらず、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野がその枠のみにとらわれることなく、有機的に連動し、個々に応じた横断的な支援を展開することも重要です。

③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会の実現

- 障害者は、その障害ゆえに生活に様々な困難を抱え、また、社会の様々な領域に存在する障壁が障害者の生活を制限・制約します。この障壁は、ハード面だけでなく社会的な制度や人々の意識等のソフト面にも存在します。障害者の社会参加や安心した生活のためには、社会的な障壁の除去を進める必要があります。また、障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で安心・安全して暮らし、学び、働く共生社会の実現に向けた取組が重要です。